

みやぎきの食の魅力発信・販売促進業務に関する委託事業者選定審査基準表

審査項目	審査内容	配点	点数	
実施内容	趣旨	本事業の趣旨について理解し、仕様書に基づく内容となっているか。	10	
	食の魅力発信①	宮崎県の食の魅力を積極的に掘り起こす提案内容となっているか。	15	
	食の魅力発信②	効果的な食の魅力発信の内容となっているか。 ※本県の食のファンとなるような提案内容か。	15	
	食の販売促進①	効果的な食の販売促進の内容となっているか。 ※インターネット販売の視点やふるさと納税との連携が考えられている提案内容か。	15	
	食の販売促進②	新型コロナウイルス感染症の影響による消費行動の変化等に対応している提案内容か。	15	
	実現性・事業効果	実現可能な提案内容か。 ※不確定要素が多くないか。 事業効果が見込める提案内容か。	10	
実施体制	業務を実施できる十分な人員体制が確保できているか。	5		
実施スケジュール	実現可能で、適切なスケジュールとなっているか。	5		
積算の根拠	経費の積算は妥当か。 ※業務ごとに積算されており、明確かつ妥当な金額か	5		
事業遂行能力	食の魅力発信や販売促進について、専門的な知識や経験を有しているか。	5		
合計		100		

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も多い参加者を受託候補者として決定する。なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である240点（満点400点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である240点（満点400点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5）段階】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案